

公文書等の管理に関する法律

2009年7月28日に会期を終えた第171回国会（常会）において、アーカイブズに関するとても重要な法案「公文書等の管理に関する法律案」が審議・可決されたことをご存知でしょうか。この公文書管理法は、6月11日に一部修正案が衆議院本会議で可決され、同月24日に参議院本会議でも可決されました。いずれも全会一致による可決でした。これにより、この法律は公布の日から2年を超えない期間内に施行されることになりました。



この公文書管理法の制定によって具体的に何が変わることになるのでしょうか。今後、本連載においてもいくつかの重要なポイントを紹介したいと思いますが、とりあえず今回は法案提出の経緯などについて取り上げます。



公文書管理法は、ここ数年来いわゆる年金記録問題や薬害肝炎患者リストの放置問題など行政機関でのずさんな公文書管理が表面化したことを受けて、麻生内閣が今国会に提出したものです。しかし、その契機となったのは福田前首相が設けた「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」での議論でした。福田氏は、小泉内閣の官房長官時代から公文書管理の問題に強く関心を寄せていた人物です。

有識者会議は、2008年11月に最終報告書「『時を貫く記録としての公文書管理の在り方』～今、国家事業として取り組む～」をまとめました。この報告書では「公文書管理の改目標」や「公文書のあるべき姿」、さらには「公文書管理担当機関の在り方」などについての提言がなされており、その多くが法案に盛り込まれています。その意味でも、今後公文書管理法の施行にともなって、この報告書はわが国における公文書管理制度運用の理念的な拠り所の一つになると思われ、単に国や地方公共団体等の公的機関だけにとどまらず、公的な性格をもつ本学のような教育機関等における文書管理の在り方にも一定の影響を及ぼすものと考えられます。

